

(5) 平

※ここで示している利用者負
※保育料に関しては、本書の
※保育料は原則として金融機

利用児童の雇	
階層 区分	区
A	・生活保護法による ・中国残留邦人等の 中国残留邦人等法 律による支援給付
B	A階層を除き、 前年度市町村民 税（9月以降は当 該年度分市町村 民税）の額の区分 が次の区分に該 する世帯
C1	
C2	
D1	
D2	
D3	
D4	
D5	
D6	
D7	
D8	
D9	
D10	
D11	

注1 同一世帯から2人以上
年齢の高い児童が上段
(※) 保育料軽減の対象
保育所(園)、
医療型児童発達
(算定対象となる

注2 階層区分認定の際の
ありません。

注3 保育料は児童の当該
保育料は変わりませ

平成29年度 保育料表（保育短時間）（案）（福岡市）

※ここで示している利用者負担額については案ですので、正式には平成29年3月に決定いたします。
 ※保育料に関しては、本書の11～13ページをご参照ください。
 ※保育料は原則として金融機関での口座振替にて納付してください。

〈参考〉 国徴収金基準額表
 （利用児童が1人の場合）

利用児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）		本市区分	国区分	徴収金基準額（月額）		
階層区分	区分（税額）	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	A	1	円 0	円 0	
B	A階層を除き、 前年度市町村民 税（9月以降は当 該年度分市町村 民税）の額の区分 が次の区分に該 する世帯	市町村民税非課税世帯	円 0	円 0	B	2	円 9,000	円 6,000
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯	13,900 〔 7,000 〕	12,100 〔 6,100 〕	C1	3	19,300	16,300
C2		市町村民税のうち所得割が 48,600円未満	16,700 〔 8,400 〕	14,100 〔 7,100 〕	C2			
D1		48,600円～ 61,000円未満	19,400 〔 9,700 〕	16,100 〔 8,100 〕	D1	4	29,600	26,600 〔保育単価 限度〕
D2		61,000円～ 73,000円未満	22,200 〔 11,100 〕	18,000 〔 9,000 〕	D2			
D3		73,000円～ 85,000円未満	24,900 〔 12,500 〕	20,000 〔 10,000 〕	D3			
D4		85,000円～ 97,000円未満	27,700 〔 13,900 〕	22,000 〔 11,000 〕	D4			
D5		97,000円～126,000円未満	31,300 〔 15,700 〕	23,200 〔 11,600 〕	D5	5	43,900	40,900 〔保育単価 限度〕
D6		126,000円～149,000円未満	34,900 〔 17,500 〕	24,500 〔 12,300 〕	D6			
D7		149,000円～169,000円未満	38,600 〔 19,300 〕	25,800 〔 12,900 〕	D7			
D8		169,000円～255,000円未満	43,800 〔 21,900 〕	27,100 〔 13,600 〕	D8	6	60,100	57,100 〔保育単価 限度〕
D9	255,000円～301,000円未満	52,000 〔 26,000 〕	28,400 〔 14,200 〕	D9				
D10	301,000円～397,000円未満	62,900 〔 31,500 〕	29,600 〔 14,800 〕	D10	7	78,800 〔保育単価 限度〕	75,800 〔保育単価 限度〕	
D11	397,000円以上	81,700 〔 40,900 〕	29,600 〔 14,800 〕	D11	8	102,400 〔保育単価 限度〕	99,400 〔保育単価 限度〕	

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

（※）保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童
 （算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）

注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。